

監査報告書

富士通株式会社

代表取締役社長 秋 草 直 之 殿

平成12年 6 月29日

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士 安 久 寿 印

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴 木 洋 二 印

関与社員 公認会計士 池 上 玄 印

関与社員 公認会計士 持 永 勇 一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

「連結財務諸表作成のための基本となる事項の変更」並びにセグメント情報の「1. 事業の種類別セグメント情報」に記載のとおり、従来、所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引について、連結財務諸表提出会社及び国内の連結子会社は賃貸借処理によっていたが、売買処理に変更した。この変更は、富士通リース株式会社が連結子会社となったことに伴い、リース取引の金額的重要性が増したことにより、原則的方法へ変更したものであり、正当な理由に基づく変更と認められた。

なお、この変更による経常利益、当期純利益及び総資産に与える影響は軽微である。また、この変更によるセグメント情報に与える影響は「1. 事業の種類別セグメント情報」の(注)5に記載されているとおりである。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が富士通株式会社及び連結子会社の平成12年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前連結会計年度に係る監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

監査報告書

富士通株式会社

代表取締役社長 秋 草 直 之 殿

平成13年 6月27日

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士 安 久 寿 印

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴 木 洋 二 印

代表社員
関与社員 公認会計士 池 上 玄 印

関与社員 公認会計士 持 永 勇 一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の連結財務諸表が富士通株式会社及び連結子会社の平成13年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当連結会計年度より追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により連結財務諸表を作成している。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

監査報告書

富士通株式会社

代表取締役社長 秋 草 直 之 殿

平成12年 6月29日

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士 安 久 寿 印

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴 木 洋 二 印

関与社員 公認会計士 池 上 玄 印

関与社員 公認会計士 持 永 勇 一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成11年4月1日から平成12年3月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が富士通株式会社の平成12年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当事業年度より追加情報の注記に記載のとおり、税効果会計に係る会計基準が適用されることとなるため、この会計基準により財務諸表を作成している。

以 上

(注) 上記は、当社が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前事業年度に係る監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

監査報告書

富士通株式会社

代表取締役社長 秋 草 直 之 殿

平成13年 6月27日

監査法人 太田昭和センチュリー

代表社員
関与社員 公認会計士 安 久 寿 印

代表社員
関与社員 公認会計士 鈴 木 洋 二 印

代表社員
関与社員 公認会計士 池 上 玄 印

関与社員 公認会計士 持 永 勇 一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士通株式会社の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が富士通株式会社の平成13年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 会社は、当事業年度より追加情報の注記に記載のとおり、退職給付に係る会計基準、金融商品に係る会計基準及び改訂後の外貨建取引等会計処理基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により財務諸表を作成している。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。